とう道	75	年		
共同溝	75	年		
電線共同溝	58.8	年		
無線アンテナ	24.3	年		
無線鉄塔	24.3	年		
空調設備	9	年		
電力設備（電源装置）	6	年		
電力設備（発電装置）	15	年		
電力設備（受電装置）	9	年		
可搬型発動発電機	15	年		
機械室建物	24.1	年		
監視設備（総合監視）	9	年		
監視設備（加入者交換機）	10.6	年		
監視設備（中継交換機）	10.5	年		
監視設備（伝送無線機械）	10.8	年		
監視設備（市外線路）	14.1	年		
監視設備（市内線路）	17.4	年		
共通用建物	23.1	年		
構築物	15.8	年		
機械及び装置	10.7	年		
車両	5	年		
工具、器具及び備品	5.5	年		
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	12.8	年		
無形固定資産（その他の無形固定資産）	5.2	年		
			「局設置遠隔収容装置	
			「局設置簡易遠隔収容装置	
			局設置簡易遠隔収容装置	

別表第五中

を

に改める。」

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第八項に次の一号を加える。

八　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価を超えない額を加算するものであること。

附則第十項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

六　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。